

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

## 第 1 回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

- 日 時 自 令和 3 年 12 月 15 日 18 時 30 分  
至 令和 3 年 12 月 15 日 19 時 30 分
- 場 所 上富良野町役場 3階第 2 会議室
- 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・西塚 邦夫・木津 晴美

保険医・薬剤師代表 渋江 久・小玉 格

被 保 険 者 代 表 花田 久泰

被用者保険等保険者代表 佐々木 秀樹

(欠席委員 松井 英治・喜多 静子・小玉 佳史)

事 務 局 町長・町民生活課長・総合窓口班主幹・健康推進班主幹

中島主査・大串主任

### 4 付議議題

- ・上富良野町国民健康保険税の軽減について
- ・国民健康保険一部負担金減免の市町村標準例への統一化について

町民生活課長	ただ今から、令和3年度第1回上富良野町国民健康保険運営協議会を開会します。 まず初めに斉藤町長からご挨拶申し上げます。
町長挨拶	
町長	皆さんこんばんは。12月というお忙しい中、夜分にお集まりいただきありがとうございます。本日の諮問事項の大きな部分として国保税の減免ということで、令和1・2年度までに被用者保険と合わせていくような方向に伴って、子どもの均等割りの軽減や資産割の取扱いなどの方針が示されましたので、それに向けてわが町がどうしていくかということが大きな諮問事項となっております。どうぞよろしく願いいたします。
会長挨拶	
会長	皆さんおばんでございます。早いものでもう年の暮れということで新しい年を迎える季節になってきましたが、今もコロナ禍ということで昨年からずっと続いているところで、最近は落ち着いてきたということでこのまま早く収束していただきたいと思います。そのような中で今回、国保運営協議会も久しぶりの開催、一年近くになろうと思いますが町長もおっしゃっていたように寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。国保もご案内の通り、運営が都道府県に移行されてから時間も経っているところでございますが、今のところ運営上は順調に推移しておりまして基金も増えてきたということで、それをどうするかについて皆様にご審議いただかなくてはならないということでございます。また国保の事務の取扱いについても若干変更になるというところもございまして、皆様のご審議をよろしく願いいたします。
(町長は、用務により退席)	
町民生活課長	規則第5条で議長は会長が務めることとなっておりますので会長の進行でお願いいたします。
会長	会議録署名委員については規則第9条第2項の規定により協議会に諮りこれを決めることとなっております。公益代表から木津委員、被保険者代表から花田委員にお願いしたいと思います。

各委員	(承認)
1 報告事項	
(1) 令和3年度の研修会について	
事務局	今年度予定されていた、国民健康保険運営協議会会長研修会、上川管内国民健康保険運営協議会委員研修会については、どちらもコロナウィルスの影響によって開催中止となっております。
(2) 令和2年度国民健康保険給付の状況について	
事務局	P1～4により説明
	1 ページの加入状況についてですが、人口の減少と後期高齢者保険への移行等により、加入率は若干減少しております。世帯数、被保険者数の状況についても同様に前年から減少しております。被保険者の内訳につきましては全体としては減少しておりますが、未就学児と70歳以上被保険者については若干増加しております。
	2 ページの費用額の状況については、件数が前年比 90.81%、費用額が 92.55%とそれぞれ減少しています。中段の一人当たり費用額についても 95.31%、保険給付費 95.47%と減少しております。
	3 ページについては一般保険者の費用額の内訳となっております。
	4 ページは給付状況をグラフで表したものです。令和2年度は赤色の折れ線グラフとなっており、前年と比較すると 5,481 万円の減となっております。6月に折れ線グラフがグンと伸びているのですが、6月に高額を受診が集中したものであり、全体的には減少しております。
(3) 令和2年度国民健康保険特別会計決算状況について	
事務局	P5～7により説明
	《歳入》(P5)
	国民健康保険税については、決算額合計 281,151,900 円となり、収納率 98.1%となっております。未収額は 5,586,094 円となっており、内不能欠損額は 769,808 円となりまして、内訳については居所不明者 2 名、生活困窮者 2 名となっております。
	保険給付費等交付金(普通交付金)については、歳出の保険給付費に対して、交付されるもので、697,370,523 円となっております。歳出の保険給付費 703,446,989 円と 6,076,466 円の差額が発生していますが、2 月診療分については概算額を確定

額として実績報告することとなっているため、保険給付費の実績との差額が発生しています。この差額のうち、第三者行為求償分と不当利得の返還金を除いた4,245,758円は令和3年度予算で精算されることとなりますのでご承知おきください。

特別交付金については、予算額に対し、44,985,000円の増となりました。主な要因としては、道の調整交付金のうちの医療費が全道平均より低い場合の追加交付11,149,000円によるものです。

歳入合計1,291,603,821円となり予算に対し、5,586,094円の増となりました。

#### 《歳出》(P6)

総務費全体で、予算に対し3,439,371円の残となり決算額41,398,629円となりました。

保険給付費全体については、予算に対し703,446,989円の決算額となり、68,884,011円の残となりました。保険給付費の中の出産育児一時金について、実績8件となっておりますが、2,975,133円と端数が出ております。出産育児一時金は一件あたり420,000円ですが、病院からの請求により支払う部分と病院への支払いとの差額分を本人へ支払う部分があり、病院からの請求は出産の翌々月となります。3月出産の実績があり、出産者に払う分は決算にふくまれておりますが、病院からの請求は令和3年度支出分となったため、420,000円×8件とはなっておりません。葬祭費は10件となりました。

歳出合計では決算額1,206,085,037円、歳入から歳出を差し引いた85,518,784円が令和3年度への繰越金額となります。

#### 《国民健康保険財政調整基金状況》(P7)

平成2年度は8千万円を積み立て、利息分と合わせて、平成2年度末現在で200,206,064円となっています。

#### (追加事項) 《令和3年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算》(資料1)

事務局

令和3年度における補正予算についてご説明いたします。

補正予算第1号については6月に補正を実施したものです。内容としては令和2年度決算に伴う繰越金の補正、二番目に決算に伴う一般会計繰出金の補正、三番目に会計年度任用職員健康診査〔抗原検査〕追加に伴う手数料の補正となります。三

番目については、会計年度任用職員の健康診査について現在のコロナの状況を踏まえて検診機関より抗原検査を追加する必要があると提言を受け、検査項目追加に伴う手数料増加の補正となっております

補正予算第2号は9月に補正を実施したものです。人事異動により職員給与費が変更となったことに対応するための補正となります。

補正予算第3号については、現在行われている定例議会に提出し審議されているものです。一つ目に国民健康保険税の事績見込みによる補正、二番目に財政調整基金の積み立てによる補正、三番目に保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業の額確定による補正、四番目に給与条例改正による職員給与費等の補正となります。

二番目の財政調整基金の積み立てについては、先ほど2年度決算で説明させていただきました歳入歳出の差額8,500万円強のうち8,000万円を基金に積み立てる補正となります。

各補正を含めた結果として、現在の国保特別会計の予算については歳入歳出ともに1,350,058,000円となっております。

## 2 諮問事項

### (1) 上富良野町国民健康保険税の軽減について

事務局 議案P8、資料2により説明

国民健康保険の軽減について、議案に子どもに係る均等割りの減額について、資産割の廃止について、国民健康保険財政調整基金の活用についてと3つありますが、8Pを元にまとめて説明させていただきたいと思います。8Pは令和12年度までに道の保険料が統一になることを踏まえて平成31年度から令和11年度まで基金の状況をまとめたものとなります。今までは基金の使い道を保険料の上昇があった際の激変緩和措置に使用する予定でございましたが、令和12年度の保険料統一がされた際に上富良野町だけ激変緩和等の保険料軽減をすることができなくなるという状況が見えてきましたので、基金の支消についてお示ししたものです。

一つ目には子どもの均等割り軽減ということで、国保も将来的には他の被用者保険と同様に、子ども的人数によって保険料が増えることがない方向に変えようとしているところです。令和4年の4月からは、就学前の子どもの均等割りの半分を公費で負担するという制度が始まり、将来的には拡大していく予定があり、町村会等

からの要望も上がっているところです。

これについて、資料2を見ていただきたいのですが、令和3年7月末時点の子ども(22歳以下)の均等割の全額を計算すると7,227,210円となっています。軽減に対する公費負担1,000,000円程度を除いた6,000,000円程度が子どもの均等割軽減に必要な金額と計算しております。基金支消先の一つとして、国の就学前の子どもの均等割半額軽減に合わせて子ども全体の均等割軽減に使ってはどうかということでございます。

次に資産割廃止ということで、資産割については令和6年度までに廃止しなければならないということになっておりますが、年間の資産割分の金額としては25,00,000円程度になります。これを時期を前倒して令和4年度から廃止してはどうかというところです。

この二つを合わせると年間31,000,000円程度の収入減少が見込まれますが、P8下部の収支を見ていただきますと、令和4年度時点ではまだ黒字の状態、令和7年度から赤字となりますが、基金が2億8千万ございますので以降の赤字をすべて基金で支消したとしても令和11年にはまだ1億5千万程度余るという予測が立ちました。基金を多く保有しすぎていると将来的には当初予定していた保険税率の軽減については12年度以降使用することはできず、現状ほど保有している必要がないことから、被保険者の負担軽減のため令和4年度からの子どもの均等割りの軽減、資産割の廃止、将来的な基金の支消について提案するものです。

なお、子どもの均等割軽減の影響額について、資料2の2枚目となりますが、令和3年度の年収3百万の夫婦、子供二人世帯の場合で61,280円、年収4百万の同世帯で76,600円の減額となる試算です。

会 長 子どもの均等割軽減ということで説明がありましたが、これはもともとはなかった制度ですか？

事務局 もともとはなかった制度で、国が昨年に制度を改正して令和4年4月から新たに始まる制度で、将来的には被用者保険と同じになるよう拡大する予定ですが、まずは就学前の子どもの均等割半額で始めるものです。近隣市町村においては芦別や旭川市ではすでに独自に子どもの均等割軽減を行っており、今年からになります。美瑛・東神楽・東川で構成される大雪地区広域連合でも軽減が始まっております。

上富良野町としても現状基金が積みあがっておりますので、基金を活用しながら

	国での制度導入に合わせて、町独自の政策として提案させていただくものです。
小玉格委員	質問なのですが、令和 12 年度からは基金を町独自で活用することができなくなるといっていましたが、それまでの間に基金が積みあがって例えば 3 億、4 億となってしまう場合はどうなりますか。
事務局	令和 12 年度になると例えば健診事業の拡充や、健康推進に対してのインセンティブに使用することはできますが、当初予定にあった保険料の軽減には使えなくなってしまうと思います。
小玉格委員	今回の諮問については、令和 12 年を見越して積みあがっている基金を還元しようということによろしいですか。
事務局	その通りになります。基金については被保険者の皆さんからいただいた保険税の余った部分を積み立てておりますので、被保険者の皆さんに還元する必要がある、その方法として子どもの均等割軽減の拡大、資産割の早期廃止を提案しているものです。
小玉格委員	資産割とは何ですか。
事務局	資産割とは、固定資産税が課税されている方に対し、その税額の一定の割合を国民健康保険税に算定しているものです。国保税収入を安定させるために導入された制度ですが、道の保険料の統一化においては令和 6 年度に資産割を廃止することとしております。
小玉格委員	被保険者一律に還元を受けるものではなく、一定の対象者に対しての還元になりますか。
事務局	令和 12 年度の統一化に向けて、アンバランスとなっている課税方式を直していくというものになります。なお、資産割については国保加入世帯約 1,400 世帯のうち 800 世帯程度が対象になっております。
西塚委員	令和 12 年に保険料が統一化することですが、今保険税の軽減をしていって、令和 12 年度から保険料が上がってしまうということもありうるのでしょうか。
事務局	資産割を除いた上富良野町の税率と 12 年度の統一保険料の比較して同じくらい水準になると試算しており、現状では大きくは変わらないと想定しています。
会長	他に質問等ありませんか。よろしいでしょうか
各委員	(意見なし。賛成多数で、承認される。)

(2) 国民健康保険一部負担金減免の市町村標準例への統一化

事務局

議案P9～10により説明

一部負担金の減免とは、災害の罹災等により収入額が一時的に大きく減少し生活が困難であると認められた際に診療機関の窓口で支払う3割ないし2割の一部負担金を減免し、国民健康保険が負担する制度です。対象となるかどうかの判定には生活保護法で規定される収入月額基準以下であること、預貯金総額が生活保護基準額の三カ月分以下であること等、生活保護と同様となります。生活保護に該当すると医療費については生活保護費から別途支給され本人負担がなくなるため、実際には生活保護が選択されることがほとんどで、上富良野町では利用された記録はありません。

国保の都道府県単位化に伴い、道内の国保の内容統一化が進められているところですが、一部負担金減免については現状市町村ごとに要綱で内容を制定し、取扱いに差がある状況のため、北海道が標準例を示し、内容の統一を図ることとなりました。上富良野町においても現行の取扱いと標準例に差異があり、標準例と合致しない減免部分の交付金が段階的に廃止されることから、上富良野町での取り扱いを標準例と同様となるよう、改正を行いたいものです。

上富良野町と標準例の差異として、上富良野町では対象を入院・外来共に対象としておりますが、標準例では入院のみとなっております。また、上富良野町では生活保護基準に該当しないばあいでも、町長が特例で認める場合に、一時的に一部負担金を町が立て替えて後日改めて本人へ町から一部負担金を徴収する「徴収猶予」という制度を設けていますが、標準例では規定がありません。

これらについて、令和4年度から標準例に統一するよう要綱の改正を行いたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

会長

ご意見ご質問ございませんか。来年度から適用するという事でよろしいでしょうか。

各委員

(意見なし。賛成多数で、承認される。)

会長

以上、報告案件、諮問事項がありましたが、他に何もなければこれで本日の運営協議会を終わります。

各委員 (他に意見、質問なし。)

19時30分終了